

## 北海道男女平等参画推進条例 見直し検討内容

## ○必要性

検討の観点	検討結果
①条例が対応しようとしていた課題は、現在もあるか。	男女平等参画社会の実現は現在も課題である。
②課題は、条例により対応しなければならないものであるか。	基本理念を標榜し、北海道の特性に応じた施策を策定し実施するためには、条例によることが妥当である。
③課題は、道が対応すべきものであるか。	道が推進すべきものである。
④条例による規制や付与利益の程度が、現在の社会情勢の下で必要以上のものとなっていないか。	直接的な規制や付与利益を与える規定はない。
⑤条例は、類似法令の制定等により、不要となっていないか。	類似法令等はない。
⑥条例制定の根拠となる法令の規定が、改正又は廃止をされていないか。	男女共同参画基本法は平成11年（1999年）に改正されているが、本条例に影響を与えるものではない。
⑦条例に基づく事業等に係る令和元年度政策評価における今後の方向性を反映する必要はないか	方向性が変わるものではなく、必要はない。
⑧行財政改革や規制緩和の観点から、条例について廃止することはできないか。	廃止することは適当でない。
⑨市町村でも担うことができる事務を定めている場合、地域主権の実現の観点から、条例について廃止（又は道条例と同様の内容を定めた条例を有する市町村を適用除外とする規定を整備）することはできないか。	市町村で担うことができる事務を定めていない。

## ○効果

- ①現行の規定は、活用されている。
- ②課題を解決することができる規定となっている。
- ③条例に基づく事業等に係る政策評価において、事業等の効果は認められている。

## ○基本方針との適合性

条例の内容は、道政の長期的な基本方針に適合したものになっている。

## ○適法性

条例の内容は法令の範囲内であり、適法である。

## ○規定の適正化

- ①社会情勢の変化等に伴い適切でなくなった表現（古い表現等）はない。
- ②規定の運用に当たり、解釈に疑義（規制対象が不明確等）が生じることはない。
- ③引用法令の改廃や事業の廃止等に伴う改正漏れ(条項ずれや廃止事務に係る手数料の廃止漏れ等)はない。